

# Rapport

暮らしの交差点



## NEWS 『あなたも世界も幸せにする♡フェアトレードなバレンタイン・スイーツを作ろう!』を開催

2月7日(日)、当分館の企画事業『あなたも世界も幸せにする♡フェアトレードなバレンタイン・スイーツを作ろう!』を開催しました。この企画は、「フェアトレード」を通じて「エシカル消費」について興味を持っていただくという趣旨の講演と、フェアトレード・チョコレート等材料にしたバレンタイン・スイーツを作る実習の二部構成。バレンタイン・デーを控えたこの時期に、たくさんの方に参加していただき、楽しいひとときとなりました。

### 第一部 「あなたも世界も幸せにする～フェアトレードとエシカル消費のススメ」 講師：一般社団法人エシカル協会・代表理事 末吉里花さん



末吉さんは、フリーアナウンサーとして活躍するほか、一般社団法人エシカル協会・代表理事として、フェアトレードやエシカル消費の普及啓発活動等に取り組んでいます。また、消費者庁の「倫理的消費」研究会の委員を務めています。

その活動に取り組むきっかけは、テレビ番組の海外ロケのために訪れたアフリカの最高峰キリマンジャロでの出来事。地球温暖化の現実を目の当たりにしたことがきっかけで、環境問題やフェアトレードなどについて考えるようになりました。フェアトレード製品の生産現場を訪ねて世界各地を旅する中で、途上国の人々を苦しめる貧困、児童労働等の問題や森林伐採等による環境破壊等の現実に触れ、弱い立場の人々にしわ寄せがいつてしまう経済的な構造に目が向いたといいます。日本の消費者にとって地理的には遠く離れている生産者でも、その関係は密接であることに気づきました。

「私たちが安いものを買えば、メーカーも原料のコストを下げようとする。その結果、原料の生産者は、生産コストを切りつめるため低賃金を強いられ、環境に配慮した生産ができなくなります。私たち消費者も日常の消費行動がもたらす結果に責任を持つ必要があると気づきました」と末吉さん。そして、人や社会、地球環境に配慮した倫理的に正しい消費、「エシカル(倫理的)消費」という考え方にたどりつきました。「何かを買うことは、環境や社会、未来といったことに影響を与えるということです。そのことを、心のかたすみに置いていただき、日々の消費行動に活かしていただくことがエシカルな社会への第一歩だと思います」と消費行動の重要性をアピールしました。



講座の様子

### 第二部 「フェアトレードなバレンタイン・スイーツを作ろう!」 講師：目白大学短期大学部製菓学科・准教授 砂盆ひとみさん



国内の大学・短大で唯一の製菓学科を設置している目白大学短期大学部製菓学科の准教授で洋菓子の専門家・砂盆ひとみさんを講師に、フェアトレード・チョコレートを使ったバレンタイン・スイーツ作りに取り組みました。実習のレシピは、くるみの入ったチョコレートの焼き菓子「ブラウニー」とアーモンド等のナッツを入れた円盤状のチョコレート「バレ・ショコラ」です。

参加者は作り方、注意するポイント等を教わったあと、4つのグループに分かれてスイーツ作りに挑戦。フェアトレード・チョコレートを湯煎で溶かしたり、材料をボウルに入れて混ぜる等の作業に協力して取り組みました。「チョコレートを扱うときに大事なことは、水分が入らないよう気をつけることです。油分をたくさん含んでいるチョコレートは、ボウルについていたほんのわずかな水滴だけで、なめらかさを失ってしまいます。また、加熱しすぎにも注意が必要です」と砂盆さん。スイーツ作りは、タイミング良く行うことも重要なので、材料を事前に計量しておいてから取り掛かると良い等、おいしいスイーツ作りの秘訣を教えてくださいました。



実習内容を説明する基調講演をする砂盆ひとみさん(中央)



チョコレートの焼き菓子がおいしく焼きあがりました

#### 目次

#### NEWS

『あなたも世界も幸せにする♡フェアトレードなバレンタイン・スイーツを作ろう!』を開催

#### VOICE

(利用者の声)

NACS 新宿 福長 恵子さん

『NACS新宿』は、新宿区で消費生活相談員として活躍している方々が中心となって設立されました。その母体は公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会（NACS）。全国に約3,000人の会員を有する消費生活の専門家集団です。『NACS新宿』の活動はもちろん、新宿区の消費生活相談員としても活躍中の福長恵子さんにお話を伺いました。



福長 恵子さん

「子どもが小学校に入り子育てが一段落したときに、何かやってみたいと思いました。消費生活アドバイザーという資格や消費生活相談員という仕事があることを知り、主婦であることを生かせる仕事ではないかと思いました」と消費生活相談員を目指すきっかけについて語る福長さん。現在、新宿区の消費生活相談員として、新宿区在住・在勤・在学の方からの消費者被害等に関する相談業務にあたっています。

「20代の方を狙った価値のない物売りつける悪質商法から高齢者を狙った老人ホーム入居権やマイナンバー、年金がらみの架空請求等、相談者の世代は様々。外国人からの相談も多いです」という福長さん。NACSの東日本支部長（取材時）としても活躍中で、消費者トラブル解決のため『NACSウイークエンド・テレホン』（03-6450-6631 毎週日曜日の11時～16時、12月29日～1月4日は休み）等の電話相談の実施。消費者教育推進のために学校、企業、団体等への講師派遣。行政への提言や企業、団体との交流・連携等、NACSの多岐にわたる活動を推進しています。当分館を利用して、区民が参加できる消費者講座等も開催しており、参加者からも好評とのこと。



平成27年度の『消費者大学講座』では消費生活センターに寄せられる相談事例等を解説

「分館は駅から近いし、設備もきれいで、いつも気持ちよく使わせていただいています」とのお言葉をいただきました。

消費生活相談員として「困っている人を助けるのがこの仕事のやりがいです」と語る福長さんに、相談する時のポイントを伺うと「契約書や、契約に至る経緯等をメモにして手元に置きながら相談していたくとよいと思います。どんな勧誘をされて契約したのか、ご本人がどうされたいのかが分かるとよりの確に対応することができます」とのこと。

また、相談事例は全国の消費生活センター等で共有できるシステムになっており、ひとつの相談事例がたくさんの人を救済するきっかけにもなるそうです。

「解決して、明るい顔でお帰りになる相談者の姿を見るのが何よりもうれしい」と語る福長さん。もしもの時は、ひとりで悩まずに、是非、消費生活センターに相談してほしいとのことでした。



新宿消費者団体連絡会の加盟団体として『消費生活展』のステージにも参加

## 新宿区立新宿消費生活センター分館のご案内

当分館は、消費者団体や一般区民の活動拠点として会議室や調理室兼商品テスト室の貸し出しを行っています。消費者講座や学習会、また趣味の集い等の会場として、是非ご利用ください。

### 施設のご案内

開館時間 8:30～22:00

休館日 年末年始(12月28日～1月3日)

#### 会議室

定員: 36名 面積: 67㎡  
設備機: 12本 椅子: 36脚

#### 調理室兼商品テスト室

定員: 32名程度 面積: 51㎡  
設備: 調理台4台、調理器具

### ご利用料金

ご利用施設 / 時間帯	午前 8:30～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 17:45～21:45	全日 8:30～21:45
会議室	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
調理室兼商品テスト室	1,200円	1,800円	2,200円	5,200円
付帯設備利用料 <small>調理器具(光熱水道費を含む)の料金</small>	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円

※調理室兼商品テスト室で調理設備を使用される場合は、上記の付帯設備使用料(1,000円/区分)がかかります。

※消費者団体登録をしている団体については、減免措置が受けられる場合があります。

### ご利用方法

利用日前日までに手続きを完了する必要があります。

#### ①受付窓口にて空き状況を確認

※空き状況はお電話、HPでも確認頂けます

#### ②利用申請

受付窓口にて「利用申請書」に記入し提出

#### ③お支払い

受付窓口にて利用料金のお支払い  
⇒申込完了

※電話での予約・利用申請や当日の申請は受付けておりません。予めご了承ください。

### お問い合わせ

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1丁目32番10号  
Tel 03-3205-1008 / Fax 03-3205-1007  
Email consu@shinjuku-center.jp  
URL http://consu.shinjuku-center.jp

## 消費生活に関する相談窓口

### 新宿消費生活センター本館相談室

住所: 新宿区新宿5-18-21  
新宿区役所第二分庁舎3階

TEL: 03-5273-3830

対象: 新宿区にお住まいの方  
新宿区に通勤・通学している方

時間: 月～金(祝日等を除く) 9:00～17:00

相談料  
無料

※当分館では、消費生活に関する相談業務は行なっておりません。

新宿区立新宿消費生活センター分館ニュースレター  
Rapport 暮らしの交差点

発行人: 田中健一郎 編集者: 本田一禎

発行No: 第2015-027号 発行日: 2016年3月31日

指定管理者: 有限会社そーほっと